

特集

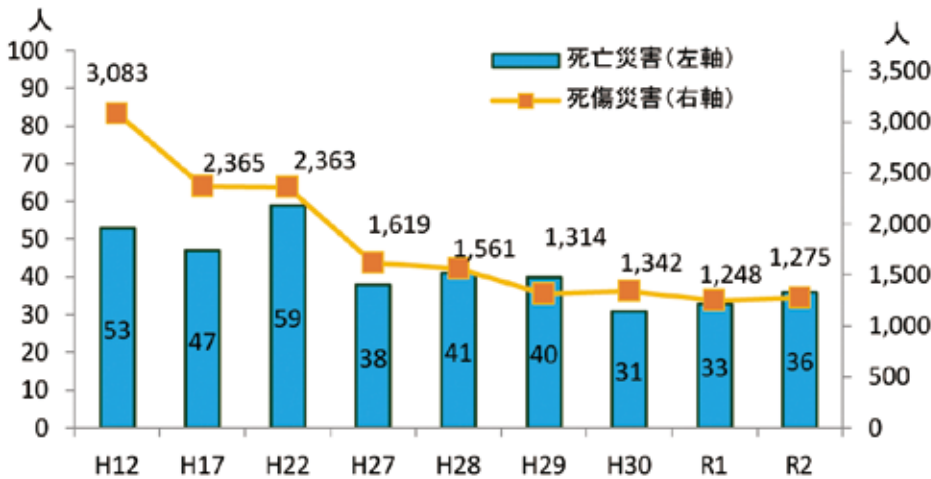
# 林業労働安全対策の強化について



林業労働災害の発生率は、他産業と比べて極めて高い状況が続いています。そこで、令和3年6月に閣議決定された新たな「森林・林業基本計画」では、今後10年を目途として発生率を半減させることを目指して労働安全対策を強化することとしました。そして今般、林業労働安全に資する効果的な対策を講じる観点から、近年の林業労働災害の発生状況を分析し、その結果を踏まえた留意事項<sup>(※)</sup>を林野庁長官通知として取りまとめましたので、その内容について紹介します。

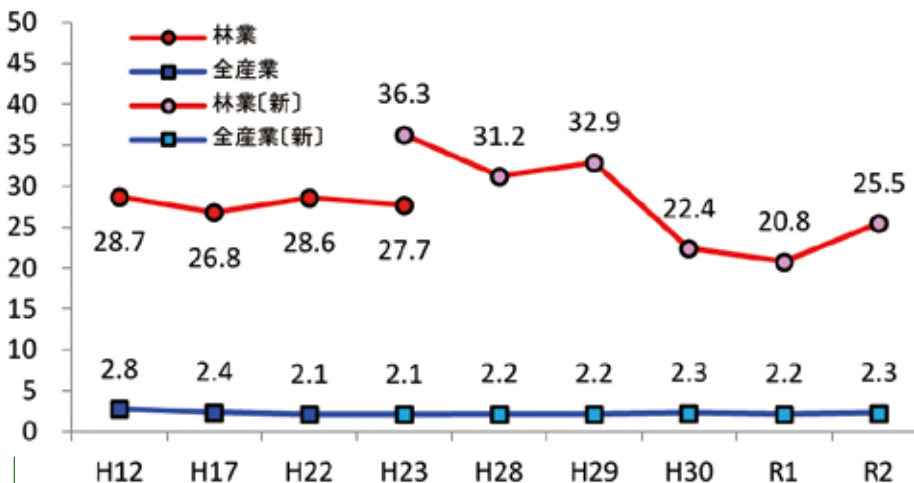
※留意事項は、<https://www.rinya.maff.go.jp/j/routai/anzen/kyouka.html>でも掲載しています。





資料：労働者死傷病報告（厚生労働省）

図1 林業死傷災害件数の推移



資料：業種別死傷年千人率（厚生労働省）

注1：死傷年千人率とは、労働者1,000人あたり1年間に発生する死傷者数（休業4日以上）の割合。  
注2：平成24年より算定基礎を「労働者災害補償保険事業年報」及び「労災保険給付データ」から「労働者死傷病報告書」及び「総務省労働力調査」に変更。

図2 死傷年千人率の推移

## 1. 背景

林業の労働災害の発生件数は、長期的には減少しているものの、近年はほぼ横ばいになっています（図1）。労働災害の発生率を示す死傷年千人率（労働者千人当たり1年間

に発生する（休業4日以上）死傷者数）は、全産業平均の10倍を超えています（図2）。このような状況は、林業への新規就業者の確保や定着、林業事業者の育成にも影響を与え、林業が持続可能な産業として成

長していく上でも課題となっており。そこで、令和3年6月に閣議決定された新たな「森林・林業基本計画」において、将来の林業従事者の育成と確保のために労働環境を改善する必要があることから、今後10年を目

途として、死傷年千人率を半減させることを目指して労働安全対策を強化することとしました。

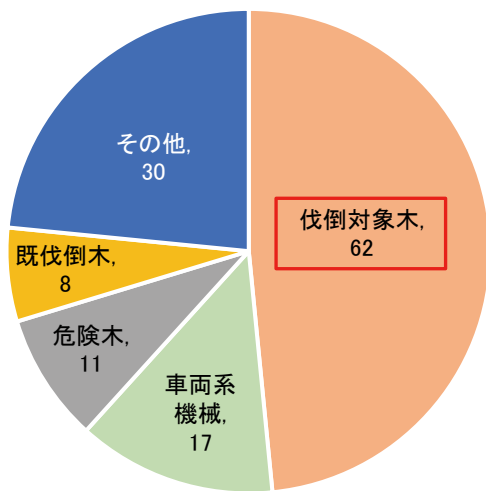
これを受け、労働安全確保の効果的な対策を実施する観点から、近年の林業労働災害の発生状況を分析し、その結果を踏まえて、対策を進めるための留意事項を整理し、林野庁長官通知として各都道府県や林業関係団体等へお知らせしました。

## 2. 留意事項の内容

この留意事項は、労働安全確保の取組を推進するために、林業経営体の経営者（以下「経営者」という。）と現場の林業従事者（以下「従事者」という。）が行う取組内容を示しており、主な内容は以下のとおりです。

### ①法令等遵守の徹底

厚生労働省の労働基準関係法令違反に係る公表事案では、林業関係と思われる事案も複数掲載されています。その中には、労働安全衛生法令、「チェーンソーによる伐木等作業の安全に関するガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）等で定



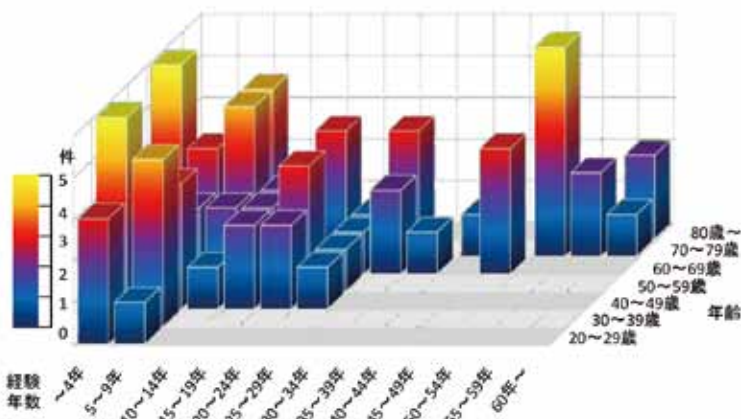
資料：令和2年度農林水産業・食品産業における労働安全強化対策推進事業のうち新たな現場の作業安全対策の実現に向けた調査委託事業（令和3年3月）を一部改変  
 注：平成29年から令和元年の林業死亡災害128件について分析  
 その他は、地山・岩石、機械集材装置・運材索道等

図3 起因物別の林業死亡事故の発生件数

作業種類	誘因事象					不明
	かかり木が外れ、跳ね	伐倒木と障害物が接触し	伐倒木が裂け	伐倒方向がずれ	なし	
チェーンソー伐倒		11	9	6	5	7
かかり木処理	19	3				
作業者による伐倒、伐倒補助				1		
不明						1

資料：令和2年度農林水産業・食品産業における労働安全強化対策推進事業のうち新たな現場の作業安全対策の実現に向けた調査委託事業（令和3年3月）より

表1 作業種類と誘因事象による分類



資料：令和2年度農林水産業・食品産業における労働安全強化対策推進事業のうち新たな現場の作業安全対策の実現に向けた調査委託事業（令和3年3月）より  
 注：平成29年から令和元年までの死亡災害82件について分析

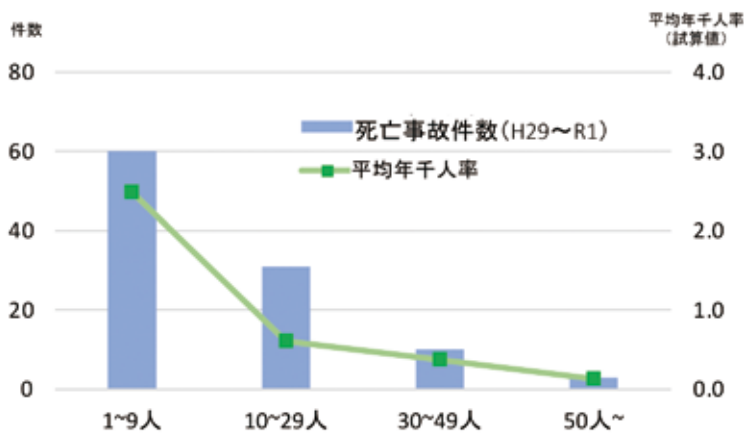
図4 経験年数・年齢別の林業死亡事故件数

められた禁止事項や遵守事項が守られていなかったために、労働災害となったものが散見されます。そのため、経営者の方には、労働安全関係の研修や講習会に参加し、自ら労働安全対策の認識を高めることや従事者に関係法令等の遵守を徹底させることが必要となります。また、従事者の方は、関係法令やガイドライン等に則った作業方法を徹底するこ

とが必要となります。  
**② 伐木作業等の安全対策強化**  
 林業の死亡災害の約7割が伐木作業時に発生しています。その伐木作業時の死亡災害の要因を分析すると、伐倒対象木によるものが約半分以上を占めます（図3）。伐倒対象木の状態をさらに調べていくと、かかり木が関係している事案が多くなってい

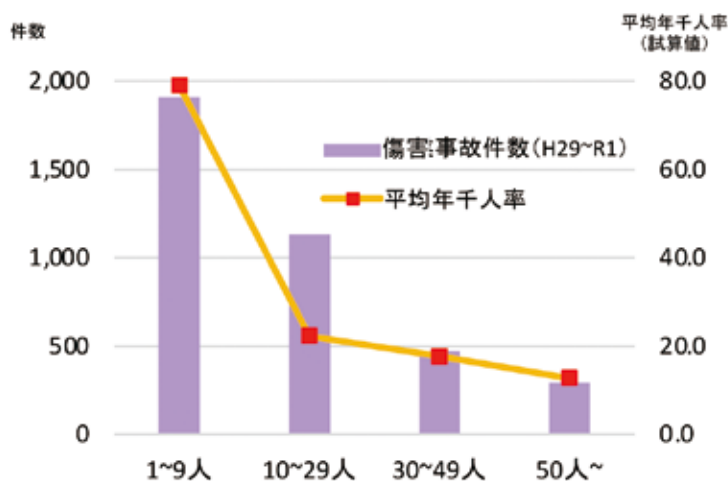
ます（表1）。また、林業作業中のケガとしては、立木等が激突する事故に次いで、チェーンソーによる切創（切り傷）事故が多くなっています。このほかにも、伐木等の機械や走行集材機械等の林業機械による事故も発生しています。  
 こういった伐木作業時の安全対策を徹底するためには、経営者の方は、伐採を行う現場の作業計画書

の作成、作業前ミーティングでヒヤリ・ハット事例の共有、危険予知訓練（以下「KYT活動」といいます。）の実施により、従事者に対して労働災害の危険予知の注意喚起を行うことが必要となります。従事者の方は、かかり木による災害が多く発生していることを踏まえ、労働安全衛生規則やガイドラインで定められたかかり木処理の禁止事項の遵守、



資料：令和2年度農林水産業・食品産業における労働安全強化対策推進事業のうち新たな現場の作業安全対策の実現に向けた調査委託事業（令和3年3月）より  
注：平成29年から令和元年の死亡事故128件について分析

図5 経営規模別の死亡事故の発生状況



資料：令和2年度農林水産業・食品産業における労働安全強化対策推進事業のうち新たな現場の作業安全対策の実現に向けた調査委託事業（令和3年3月）より  
注：平成29年から令和元年の傷害事故3800件について分析

図6 経営規模別の傷害事故の発生状況



写真 説明会（キャラバン）の様子

切創防止用保護衣等の安全装備を着用することが必要です。

### ③ 経験年数の少ない

#### 従事者への安全対策強化

経験年数が少ない従事者は、年齢に関わらず死亡災害の発生件数が多くなっています（図4）。そのため、経営者の方は、作業前ミーティングでのヒヤリ・ハット事例の共有、K

YT活動の実施による作業時の危険予知情報の共有、熟練従事者による安全指導や伐倒技術研修を受講させることによって従事者の知識・技術の向上を図ることが必要です。

また、従事者の方は、指差呼称の実施等により安全な伐倒方向を確認の上、正しい追い口・受け口を作成して伐倒作業を行うことが必要です。また、かかり木処理等の対応が困難

な時には、熟練者に相談するなど単独で危険な作業は行わないようにすることが必要です。

### ④ 小規模な林業経営体の

#### 安全対策強化

経営規模別の死傷災害をグラフにすると、従業員が9人以下の小規模な経営体で災害の発生件数や発生率が高いことがわかります（図5、図

6）。このため、経営者の方は、労働安全衛生法令、各種ガイドラインの遵守の徹底を図るとともに、作業前ミーティングやKYT活動の実施による従事者との安全意識の共有、外部で実施される技術研修や安全講習会等への参加、緊急連絡体制の整備などの安全対策を徹底することが必要です。

それ以外にも、⑤ 経験豊富な従事

者への安全対策強化や、⑥高齢従事者への安全対策強化、⑦地域や現場の状況に応じた林業労働災害の予防、⑧緊急連絡体制の整備、⑨一人親方等の対応といった項目についても記載していますので、是非一度ご覧いただきたいと思えます。

この留意事項の内容について、各都道府県を訪問する説明会（キャラバン）を実施しており、都道府県の職員の方をはじめ、地域の林業経営者の方にも留意事項の周知を図っていくこととしています（写真）。

### 3 最後に

林業労働災害の発生抑制や未然防止に向けては、経営者と従事者に加え、国や地方公共団体、林業関係団体等の林業関係者が一丸となって取り組んでいくことが、今後ますます重要となりますので、引き続き関係する皆様にご尽力をいただきたいと考えています。

最後に、長官通知を発出した際に林野庁長官から発表されたメッセージをご紹介します。

我が国の森林・林業を取り巻く状況を見ますと、戦後造成された人工林を中心に、森林資源が成熟して本格的な利用期を迎えており、その豊富な森林資源を「伐って、使って、植えて、育てる」という形で循環利用しながら、林業・木材産業の成長産業化と森林資源の適切な管理を両立させることが急務となっています。

このためには、長期にわたる持続的な経営を実現させる林業経営体の育成と、現場での作業を担う林業従事者の安定的な確保が不可欠です。また、新規就業者の確保に加え、既に就業されている方の林業への定着を促すためには、所得や福利厚生といった就業条件の一層の改善に加え、全産業の中で最も高い労働災害発生率となっている就労環境を改善することが重要な課題であると考えております。

このような状況を踏まえ、林野庁では、本年2月、有識者会議での議論を踏まえた「農林水産業・食品産業の作業安全のための規範」を策定するとともに、本年6月には森林・林業基本計画を閣議決定し、同計画において、今後10年を目途とし、林業の労働災害の発生率を示す死傷年千人率を半減させることを目指して労働安全対策を強化していくことを明記したところです。

そして、今般、林業の労働安全確保対策を効果的に進める観点から、最近の林業労働災害の発生状況の分析結果を基に、林業経営体及び林業従事者の方々が安全対策を進めるに当たっての留意事項を取りまとめた「林業労働安全対策の強化について」（令和3年11月24日付け3林政経第322号）を発出することとしたところです。

安全な職場環境は、経営者、従事者、その家族、そのほか全ての関係者の方々の日々の幸せに繋がるものであり、かけがえのないものです。また、経営が継続発展するための前提であります。

林野庁としては、不幸な労働災害事故が起きることがないように、その撲滅に向け、厚生労働省等関係機関や林業関係団体、さらには地域の皆様方とも連携を図りつつ、今後も努力していく所存ですので、

地方公共団体、林業関係団体、林業経営体等の皆様には、林業労働災害の未然防止に向けた一層の取組について御理解と御協力を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

令和3年11月24日  
林野庁長官 天羽 隆

